

吉産第1729-1号  
令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉田町長 田村典彦

市町村名 (市町村コード)	吉田町 (224243)
地域名	吉田たんぼ地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・中心経営体も比較的多く、農地を借りたいが条件の良い農地が見つからない状況である。
- ・経営体ごとに連担・集約化されておらず、作業効率が悪い経営体もある。
- ・1区画3反の田であり、面的な整備はされているが、農地の条件(取水・排水)が悪い場所もある。
- ・農業用施設が老朽化している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現状の作物(水稻・レタス)より高収益の作物を模索していく。
- ・有機農業の将来の実現に向けて、勉強会等を開催し検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・面的な整備はされているが、農地の条件(取水・排水)が異なるため、集約化は現状難しいが、営農が困難になった農家の農地を中心経営体に集積していき集約化を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・営農が困難になった農家の農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農道、水路(取水・排水設備を含む)整備
- ・各圃場を公平な状態にするための基盤整備を行い、担い手への集約化を目指す。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域の担い手、農協、農地バンク、町が情報共有し、必要な場合は多様な経営体の確保・育成に努める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・吉田たんぽ営農組合による作業受託
- ・片岡西中生会農業支援部による多面的機能発揮促進事業を活用した活動

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ・資材の高騰対策として、減肥料を実施し、経費の削減を目指す。
- ・有機・減農薬について、将来の実現に向けて、勉強会等を行っていき検討していく。